

現代イギリスにおける Tertiary Education の構想

藤 本 敦 夫

The Restructuring of Tertiary Education in England and Wales

FUJIMOTO Atsuo

は じ め に

本稿は、イギリスにおける Secondary Education for All の今日的展開として、いわゆる「16-19歳段階 (16-19 stage)」のための第3段カレッジ (tertiary college) の試行及びその発展として構想されてきた第3段教育 (tertiary education) の理論化の動向に注目し、その制度構想を分析することを通じて今日の青年期の発達課題に答え得る完成教育としての中等教育の発展の可能性と、その現実的展開における問題点を明らかにすることを目的とする¹⁾。

一般に、中等教育は、それ自体独自の教育としてまとまった対自目的を持つとともに、この教育段階の終点が職業選択や進学に連なることから、いわば、準備的な対他目的を持つとされる。そういう意味で中等教育がこの二重の目的に奉仕することを免れないとされる²⁾。が、現実には、その対他目的がさらに、進学と就職という社会の階層分化に対応した二重性を持つがゆえに、歴史の各段階において、支配的エリート養成の系と庶民・大衆教育の系という、より階級的な意味での「青年期教育の二重構造」が形式的教育機会の拡張の内部に温存され、機能し続けてきた。

イギリスの1944年教育法は、義務教育年限を延長し中等学校と基礎学校の並列した複線形を廃すとともに、初等学校から接続する中等学校概念を採用し階梯化することで Secondary Education for All の理念を法制上実現せしめたとされた。が、実際の中等学校制度は上に述べた対他目的とそれに伴う能力の序列化に照応した三分類制をとり、義務教育終了後にそれぞれの中等学校から接続する教育機関もこれに対応する形で予定されていた。すなわち、グラマー・スクールの上級段階として引き続き在学を継続し、中として大学進学を目的とする第6級 (sixth form) と、テクニカル・スクール及びモダン・スクールから専門的技術や技能の習得を目的として進む継続教育 (further education) の諸機関との併置である³⁾。この両者には、それぞれ別個に基準 (regulations) が定められ、施設や教員の資格要件等において格差がつけられる。継続教育としては、さらに「地方教育当局が計画する継続教育」の機関と中等学校離学後どの教育機関にも進まない生徒を対象とした定時制義務教育のカウンティ・カレッジ (county college) が予定されていた (1944年教育法第41～47条)。後者は、基本的には三分類制のもとでの差別的学校体系に位置付けられるという弱点はもちつつも、18歳までの教育機会拡充の先例となり得る試みとして注目されていたが、地方教育当局によるカウンティ・カレッジの設置義務を定めた1944年教育法の諸規定は今日に至るまで実施されず、空文化されている⁴⁾。

このように、1944年教育法のもとでの義務教育以後16-19歳の教育は、大学進学のための正系

として、伝統的特権的な地位を持つ第6級と傍系の庶民教育としての継続教育という複線形として発展した。1965年以降特に70年代を通じて中等学校の総合制化が推進され、義務教育段階の教育の統合はかなりの程度まで進んだとされる現在に至っても、しばしば指摘されるように、中等学校の総合制化を国是とした「回章10/65 (circular 10/65)」自体が、中等教育の提供のタイプを特に16歳以後の形態に関して多様なモデルを併記していたという弱点があり⁵⁾、実態的にはさらに複雑な展開をみせた。第6級については、中等学校の上級段階におかれ、特定の課目の徹底的な学習を小人数で行う伝統的な形態の他に、総合制化の影響と教育資源の効率の運用の観点から、第6級センター (sixth form centre = いくつかの学校の第6級を一つの場所に集めたもの) や第6級カレッジ (sixth form college = 第6級を中等学校から分離し、独立したカレッジとして設置したもの、法的には中等学校に属する) 等が既に普及するなど多様化しており、その伝統的な性格の維持がもはや困難となっていることも指摘されている⁶⁾。また、継続教育は継続教育のカレッジ (colleges of further education) から夜間学級 (evening institutes) などの小規模なものまで多様な形態があるが、70年代には一般教育やアカデミックな内容の提供も増加し、特に継続教育カレッジでは伝統的第6級の領域も多く含むようになってきた。そして、カウンティ・カレッジ規定の不履行のもとで、1964年産業訓練法及び1973年雇用訓練法の制定を契機として雇用省管轄下に産業訓練 (industrial training) が発達し、70年代後半以降の青年失業の爆発的増大という事態の推移のなかで、大規模な全国的訓練制度が発展し、失業している離学者の多数の参加を見るに至っている⁷⁾。かくして、「諸機関のジャングル」⁸⁾と評されるほど複雑多様な教育機関の個別的な発展と混乱を招いたとされる。

以上の状況のもとで、いわゆる「16—19歳段階」の教育・訓練の全体的再編問題が教育政策上の重要な課題となってきた。そして70年代後半以降、地方において、さまざまな改革が構想・試行されてきたが、特に注目される動向として、中等学校を16歳までとし、16—19歳層の教育を中等学校から独立したカレッジにおいて行う試みの増加があげられる。とりわけ、総合制中等教育の上方への波及であり Secondary Education for All の今日版ともいべきものとして注目されるのが第3段カレッジの試行とその理論化の活発な展開である。近年では、例えば外ロンドン教育当局の J. マン教育長が「日本型後期中等教育」を推奨する注目すべき講演を行い、その中で、この第3段教育を後期中等教育段階に位置付けて述べているように⁹⁾、イギリスの中等教育全体の再構成に関わる問題として議論されるに至っている。secondary と tertiary をあわせて中等教育の二段階システムを提唱し、しかもその後段を全ての青年に開放される総合制の教育として編成しようとする点で、注目すべき動向といえる。

ここでは、まず、第3段カレッジの創設とその理論化の動向について概観しつつ、この第3段教育の教育制度上の位置付けに関する議論を検討する。その上で、現実の第3段カレッジに対する二つの異なったアプローチによる構想を検討し、第3段カレッジによる総合制的な中等教育の整備の意義と課題を論ずる。

1. 第3段カレッジの創設とその理論化の潮流

1) 第3段カレッジの創設

16—19歳のためのカレッジという着想は戦前にまでさかのぼって存在していたが、第6級カレ

ッジに連なる概念は、1950年代後半に起源をもつとされる。1954年、クロイドン参事会が、同当局の中での人口の増加とグラマー・スクールの定員増を求める要求によって生じた諸問題を検討するために、小委員会を設置した。この小委員会に当時の教育長が提出した覚書の中で、同当局の全ての中等学校がGCE・Oレベルコースを提供すべきこと、既存のグラマー・スクールの第6級を統合して、Aレベルコースが提供されるカレッジを編成することが提案された¹⁰⁾。「生徒のニーズがこれまで認知されてきた機関のニーズに先だって考慮されるべきだという考えは当時としてはあまりにラディカルであった」¹¹⁾とされるように、この計画はグラマー・スクールの校長の強力な反対と参事会の拒絶にあい、また時の教育大臣も関心を示さなかったため実現をみることはなかった。

しかし、中等学校の総合制化にともない、次第にこのクロイドン・プランの再評価がなされ、第6級を中等学校から分離し、独立のカレッジに編成する試みが普及していった。公的部門における最初の純粋な第6級カレッジは、1966年にルートンに開設され、翌67年にはサザンプトン・カレッジが続いた。開設されたカレッジの数は、特に1972年から80年にかけて急速に増加し、現在は105校に達している。

こうした、カレッジの発想は、初期においては教育資源の効率的運用を主眼においており、伝統的な第6級の特権的性格を根本から変更しようというものではなかった。しかし、やがて、総合制中等教育の原則という観点から、より徹底した再編が提起されることになった。1969年に当時の教育委員会協会 (Association of Education Committees) 書記長のウィリアム・アレグサンダー (William Alexander) が、総合制の原則を18歳まで拡張すべきこと、そのために16—19歳の年齢層のための新しい教育の基準を法制化することとあわせて、secondary education は16歳までとし、16歳以上の全ての生徒に教育と訓練を提供する第3段カレッジの設立を提唱した¹²⁾。これは、従来の第6級を廃止し、単一の機関で全日制・定時制をあわせ、学問的内容・職業的内容を併せて提供するカレッジを提案するものであった。

ここにいたって、16歳以後の独立した、しかも全ての教育上のニーズに応えるカレッジが、地方的な実験に留まらず全国的な教育制度のモデルを変更するものとして提唱されたのである。こうして、翌70年、エグゼターに最初の第3段カレッジが開設され、現在までに50以上が設立され、また計画中の当局も多数にのぼっている。そして、この間に第3段カレッジの全国組織「第3段カレッジ協会 (Tertiary Colleges Association)」¹³⁾ も設立され、それによる活発な理論活動と交流がおこなわれてきた。

こうして、単に第6級と継続教育とを合体させるに留まらない質的転換が目指されることになる。総合制の観点からの第3段カレッジの推進者を中心に理論化が進められてきた。また、カレッジという制度形態のみに留まらない、独自の教育段階としての教育論・制度論が展開されるに至っている¹⁴⁾。

2) 第3段教育の理論化

第3段教育の理論の思想的、教育的基盤としては、青年期 (youth, young adult) の捉え直しが問題として提起され、青年期固有の発達課題の再認識、青年期教育の権利性の確認が主張されている¹⁵⁾。そして、その帰結として、教育制度の「型 (type)」による青年の分類の非合理性、

非科学性とともに、青年期教育の二重構造の問題性が指摘されている。そこでは、単に中等学校の第6級を全ての者に開放していくという機械的な教育機会の拡張論に陥るのではなく、そこで行われる教育の中身まで踏み込んだ議論が展開されてきた。従来イギリスの教育の最も優れた特質とされてきた第6級の学問的内容について、それが、社会や労働の現実とかけはなれ、閉鎖的・特権的な性格を強く残していること、いわゆる「新しい第6級生 (new sixth formers)」の増加に直面して生徒のニーズに応え得ず、適切な目的を与え得ないでいるという点で批判の対象となる。かかる観点に加え、従来の secondary education が歴史的に含意する特権的性格は、「パブリック・スクールやグラマー・スクールと不可分に結びついた一連の教育的、社会的諸価値」¹⁸⁾ によるとして批判される。もはや、第6級で行われてきた教育それ自体が、全ての者のニーズにふさわしい内容とは考えられないのである。必要な内容は、学問的内容と実際の・職業的内容を適切に統合したものであり、個々の生徒の興味・関心・能力に応じてこれを提供することで、この年齢層の生徒に適切な目的を与えるとされるのである¹⁹⁾。こうした観点は、三分類制の廃止と総合制化の推進の主張にみられたのと同様に、16-19歳段階の特権的コースである第6級の廃止と第3段カレッジによる一本化の主張に連なっていく。

さらに、それは同時に、従来の secondary education を16歳で終了させ、これを第2段教育と位置付け直すとともに、これまで制度的に分離されてきた一般教育と職業教育を適切に統合した第3段教育と結合させて、全体として青年期教育の制度として総合的な中等教育の目的に資することを構想する。これが tertiary education 及び system の提案である¹⁸⁾。

こうして、この段階の教育の目的は、第3段教育が中等教育の一般的な目的に属するものであることと、各々の生徒が社会的経済的に成人していく完成教育の段階としてとらえることで与えられるとされる¹⁹⁾。この年齢段階では、進学であれ、就職であれ、青年が自らの興味・関心に従ってその進路を決定していく段階として位置付けられる。かくして、ここでは、secondary と tertiary の各段階が、わが国の学校教育法における中学校・高校のそれぞれの教育の目的に近いものとして示されるに至っている。

これまでこうした目的規定を欠いてきたことから考えるならば、かかる主張が、イギリスにおいてはかなりラディカルなものと考えられていることが理解されよう。第3段カレッジの教育内容や学校経営に関する研究や実践が展開されているが、これらの試みが提起する課題としては、第1に、一般教育と職業教育の統合を基調とした、必修（共通）科目の増加、一般教育と職業教育のバランスの適正化への配慮、「技術や職業の基本を学ぶ教科」の必修化の動向、モジュール・システム（単位積み上げ制）の導入による履習形態の弾力化、履修科目と各種資格試験とを効果的に結合することによる学習目標の明確化と教育課程の弾力化、多様化の追求があげられる。

第2に、進路指導とカウンセリングの充実があげられる。専門の教員の配置といった制度面での配慮とともに、教育活動の一環としてのガイダンスの導入、生徒の志望の変更にも柔軟に対応する体制づくりである。

第3に、生徒の自主的活動・組織等を学教経営の重要な一環として位置付けようとする動向が注目される。様々な年齢層・就学形態を持つ青年の交流、自治能力の形成を重視し、単なる管理や知識の伝授にとどまらない、成人としての準備という点を視野にいたれた内容が試みられている。

第4に、他の教育機関、地域との連携・パートナーシップがあげられる。所在地域の中等学校

との連携によりそれぞれの効果的な教育活動を展開し、地域教育活動の中心としてのコミュニティ・スクールの性格の強調がなされ、そうした面からの学教経営方式の研究や実践が報告されている²⁰⁾。

以上のように、第3段カレッジ及びその発展としての第3段教育の理論は、16—19歳層の教育の制度的区分を廃し、総合制の原則の線に沿って統合していくという志向を強くもった主張となっている。特に、従来中等教育の本流と考えられていた伝統的第6級を廃止し、新しい目的と内容原理を模索しようとするところに、単なる既存の教育機関の合理化再編を越えて、全ての者のための中等教育保障の実質化の契機があると考えられる。

2. 第3段カレッジに対する二つのアプローチとその構想

1) 第3段カレッジに対する二つのアプローチ

第3段カレッジの定義はその発展と理論化の経過を反映し、次第に変化してきたし、また今日においても論者によって微妙ではあるが重要な違いが生じている。例えば、辞書的な定義には次のようなものがある。

「16—19歳層の生徒に、主として職業的な、全日制・定時制の教育を提供するカレッジ。生徒の年齢、能力、適性、興味、希望に対して適切なコース領域を提供する。このタイプの第三段カレッジは中等教育と重なる」²¹⁾。

「一つの地域において、16歳以後全ての教育を全日制・定時制で提供するカレッジ。同じ屋根の下で、学校における通常第6級にみられるコース領域と継続教育で提供される職業的・技術的コースとの両方を運営する」²²⁾

「公営部門の教育における施設であり、通常は継続教育基準の下にある。それは高等教育と成人教育の独立した機関で行われる教育を除いて、その所在地域の16歳以後の教育の唯一の施設である」²³⁾

最大公約数的に言えば、第3段カレッジとは、16歳以後の教育のうち、上級のコースすなわち高等教育をのぞく教育を全日制・定時制の両方の形態で提供するものであること一般教育と職業教育を提供すること、法制上は継続教育機関の一形態に分類されることが一般的に述べられている。しかし、他方、「当該地域における単一の機関」という規定は必ずしも全ての定義が採用しているわけではない。この点に第3段カレッジを全国的な教育制度とし、総合制の平等主義的な諸原則に沿ったものとして、中等教育全体の再構成をも視野にいれて考えるか、単に既存の教育制度に新しい形態が一つ加わったと考えるかを分かつ違いが端的にあらわれる。

マーガレット・ブレーディ (Margarett Preedy) によれば、第3段カレッジの構想をめぐる発想は、大きく二つのアプローチにわけられるという。すなわち、発展的アプローチと限定的アプローチである²⁴⁾。

発展的アプローチは、既に述べたように、総合制の線にそった第3段教育の理論化をすすめる人々が中心となっている論であり、この段階の教育を独自の意義と目的をもった教育段階として位置付け、あわせて従来の secondary education の概念が「中等」というよりはむしろ「第2段教育」と位置付け直されるべきであるという、中等教育概念の再構築と結合して提起されるに至っている。secondary における学校制度の一本化と教育内容の共通化の基礎の上に、青年期教育

の二重構造を廃し、能力・適性・個性に応じ、青年期の発達課題に応え得る完成教育としての中等教育を総合的に保障する段階として構想されることになるのである。かかる位置付けから、第3段カレッジは単なる「新しいカレッジの一形態」ではなく、この年齢層のための「唯一の教育提供者 (sole provider)」でなくてはならないとされる。一つの地域に第6級、継続教育カレッジと第3段カレッジが併置されることは、結局差別的な学校種別を維持することになるので、発展的アプローチはこれを否定する。

限定的アプローチは、第3段カレッジが、一つ屋根のもとでこの年齢層の多様な能力をもった生徒に幅広いカリキュラム選択を提供し得る点を、主として既存の教育制度の合理化・効率化の観点から注目し、いわゆる「規模の経済 (economy of the size)」²⁵⁾の要件を満たすとしてこれを推進するものとされる。従って、伝統的の第6級の廃止や当該地方教育当局におけるこの年齢層の教育を第3段カレッジで一本化することは必ずしも必要でない、というよりも、そもそも総合制に対する反対意見と矛盾しない²⁶⁾。

この二つのアプローチは、それぞれが到達する教育機関の編成や教育活動の中身、学校経営の方式等において、きわめて対照的なものとなる。「限定的アプローチ」は「第3段カレッジのコース提供の柔軟性と社会移動の可能性との結合による能力主義的目標と教育水準の向上」²⁷⁾に力点を置くとされ、この立場は、既存のエリート養成の制度と、その他のものためのコースの区分を容認する。具体的には、第3段カレッジと第6級を併置して教育機関の種別化をはかるか、第3段カレッジという名称で一本化しても、カレッジ内部に伝統的区分を温存し、単に一つの機関の中に序列化されたコースが雑居するかつての多課程学校の形をとるか²⁸⁾、あるいはその両方を併用することになる。

これに対して、「発展的アプローチ」では、全ての個々の子供の可能性の発展と、様々なカリキュラムのルートと多様な能力水準の間の評価の同等性が重視され、総合制中等教育の理念をこの段階でも貫徹しようとするものになるという²⁹⁾。従って、先述のように、16—19歳の教育機関の形態に例外を認めないし、第3カレッジの内部組織についても伝統的区分を廃し統合していくとする。

以上のように、現実の第3段カレッジの設置・運用においては、様々な条件の違いから多様な展開がみられるのである。どちらのアプローチによるかは、時の中央政府の方針と当該地方教育当局の歴史的背景や経済的背景によって規定されてくるが、これを地方当局におけるカレッジの設置の実態と内部組織や運営面において、以下検討する。

2) 地方教育当局の第3段カレッジ計画と政府の対応

既に1970年代から、地方レベルでは、16—19歳層の教育制度の再編問題が深刻化していた。教育機関の再編・統合への主要な圧力は、恒常的な財政の逼迫と目前に迫る人口急減期対策であった³⁰⁾。1979年に時の労働党政府は、本格的な再編の見取り図を作成する目的で、政府任命の検討委員会（議長ニール・マクファーレン (Neil Macfarlane)）を組織し、総合制を前提とした16—19歳の教育・訓練の全般的再検討に着手した。各地方教育当局もその報告を待ちつつ、それぞれの再編計画を提出する準備をすすめていた。しかし、1979年の総選挙で保守党が勝利し、それまでの労働党政権下の教育政策の多く、とりわけ総合制中等学校をすすめる政策を破棄するのにと

もない、検討委員会の諮問事項も大幅に縮小された。総合制を推進し、第3段カレッジに積極的な姿勢をみせる労働党と、それを押し留め、伝統的差別的な学校制度の存続に固執する保守党の政策的対立の顕著な例といえる³¹⁾。こうした経過を経て1980年末に発表された報告書「16—19歳の教育（マクファーレン報告書）」³²⁾は、検討の対象を既存の教育部門に限定し、産業訓練部門を除外した上で16—19歳の教育機関について、第6級、第6級センター、第6級カレッジ、継続教育カレッジ、第3段カレッジの5種類を並列して扱い、その長短を述べるにとどまり、第6級及び第6級センターに対して、カレッジの形の方が総じて経済的であることを指摘したにとどまった³³⁾。従って、そこでは、第3段カレッジの位置付けは、既存の様々な形態に新しい形が加わったにとどまっており、第3段教育の推進者の側からは極めて厳しい評価を受けることになった³⁴⁾。しかしそうした弱点はもちつつも、第3段カレッジを否定していないことから、この点に注目して第3段カレッジの導入をめざす多様な計画が作成され、教育科学大臣に提出された。

そのうちで、限定的アプローチに立つと考えられたものとしてクロイドンの計画がある。クロイドンは伝統的に保守党の強い地方とされるが、同当局は1981年5月に第3段カレッジの導入を議会で決定した。当初の計画は、同当局内の中等学校を全て16歳までとし、16歳以後のためには、第6級カレッジを設置することと継続教育カレッジを第3段カレッジに改組することからなっていた³⁵⁾。

この計画に対しては、これが教育財政削減と合理化を主眼としたものであって、教育上の観点で欠落しているという批判があったように³⁶⁾、カレッジを経済効率の観点から導入するという限定的なものであったが、そうした批判はあったにせよ、この計画は伝統的な第6級の存続がもはや財政的に困難であり、これを廃止することを求めていた。そして、この点によってクロイドン計画は教育科学大臣によって拒否され、第6級センターを作り、既存の第6級部分を維持する修正が求められた。この時、大臣に対してクロイドンの保守党の反発が強かったとされる³⁷⁾。このことは、中央政府の第3段カレッジに対する姿勢が、より徹底した限定的アプローチであることを示すものである。

他方、発展的アプローチに立つと考えられるのは、シェフィールドやマンチェスターの事例である³⁸⁾。マンチェスターでは、1980年に労働党が計画を作成、公にしたが、その内容は、同当局内の11—18歳の中等学教を全廃し、かわって、11—16歳の中等学校と16—19歳のための第6級カレッジの設置によって編成し、この第6級カレッジを漸次第3段カレッジに移行させていくというもので、「最も徹底的な再編」と評された。マンチェスターの計画も教育科学大臣の拒絶にあい、「有力な第6級は存続させなければならない」³⁹⁾という修正勧告にやむなく同意する形で、認可をとりつけた。

いずれの事例においても共通するのは、どちらのアプローチによったとしても、何らかの形で第3段カレッジの導入が不可欠と考えられていることであり、中央政府の意向にかかわらず、地方レベルでは11—16歳までの総合制を前提とした現実的解決策として第3段カレッジを導入せざるを得なくなっていると考えられることである。この点から、総合制中等学校が既に動かし難いものとして定着してきていることがうかがわれる。しかし、それにもかかわらず現実には教育科学大臣の拒否権の行使にあい、伝統的の第6級の温存が事実上強制され、結果として限定的アプローチの性格を強めた計画に後退させられている点に、この第3段カレッジをあくまで一制度形態

としての地位に押しとどめようとする保守党の強い抵抗がみられる。

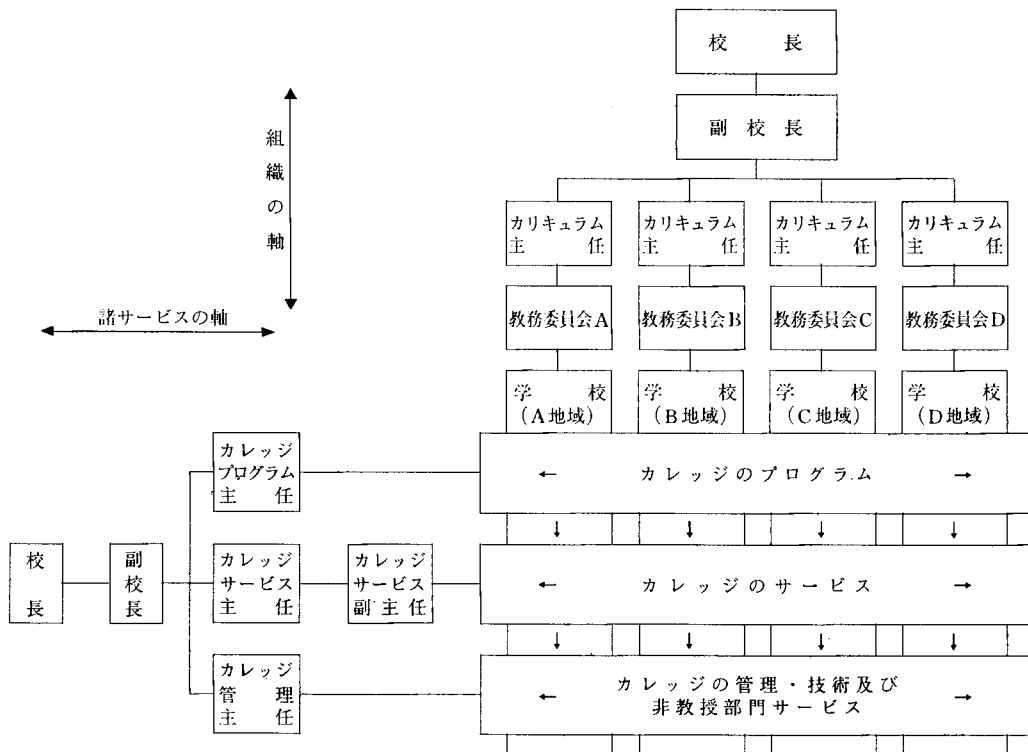
従って、近年の第3段カレッジの増加に関しては、実態的には地方教育当局内の、また地方教育当局と中央政府との間での、こうした発展的アプローチと限定的アプローチの緊張と妥協を内包した形で事態が推移している点に留意すべきであろう。

3) 二つのアプローチと第3段カレッジの組織・運営方式

第3段カレッジは、大規模である点で教育的にも経営的にもすぐれた機関であると主張されるが、実際に運営されているカレッジによって、やはり、組織や運営方式にも差異が生じていることが報告されている。特に、第3段カレッジが現行法上は継続教育機関に属することから、第6級との統合には相当の現実的困難があるという⁴⁰⁾。

実際に第3段カレッジへの統合がなされても伝統的継続教育機関の組織構造を踏襲した場合、従来の部課制 (departmental system) をそのまま採用することになる。これには、混乱が少なく、管理運営の効率化や責任体制の簡素化といった点から経営の効率化という利点があるが、部課ごとのセクショナリズムが根強く残り、また教員間の協働が阻害され、結局カレッジ内部に従来の学校と継続教育の分離状況を内包するものになるという⁴¹⁾。進歩的な校長による、いわば「混合職員室」といった試みもなされているが、教員間の認識も限定的アプローチへの同調傾向が依然根強いとされている⁴²⁾。

Exeter College の内部組織 (Matrix System)



こうした限定的アプローチに基づく組織・運営方式に対して、「第3段カレッジが新しい原理をもったカレッジである以上、その組織構造も従来の継続教育カレッジのものをそのまま採用すべきではない」⁴³⁾ という、発展的アプローチの側からの批判があり、興味深い実験がなされている。組織・運営体制としては例えば図に示すようなマトリックス・システムと呼ばれる方式が考案され、実際に運営されている⁴⁴⁾。

この方式は、責任体系の垂直のラインと水平のラインを組合わせることで、従来の部課間の障壁をとりはらうとともに、生徒の多様なニーズに対して柔軟に対応しうる体制を目標としている。部課制のもとでは、それぞれの部課の目的が局限され、また完結していたが、教育活動そのものの総合化を視野にいれるならば、こうした複雑ではあるが全ての部門が総合的に調整されうる方式に利点があると考えられている。

そして、カリキュラムの編成に関しては、限定的アプローチにたつ場合は、部課制のもとで、部課ごとに編成することになるが、発展的アプローチにたつ場合には、カレッジ全体の周回な計画と調整のもとで、多様なニーズ、履修形態を考慮することが可能になるとされている⁴⁵⁾。

まとめにかえて

発展的アプローチに立つ第3段教育の理論は、総合制中等教育の原理を16—19歳段階に延長し、Secondary Education for All の理念を実現することをめざすものといえるが、それを Tertiary Education として構築していこうとする点に、今日的な意義が認められる。Secondary Education が歴史的には高等教育に規定されて発展し、その特権的な性格を第6級において最も顕著に保持してきたことから、中等学校の総合制化の進行にもかかわらず、種別化と同等の機能を果たしてきたのである。これを克服し、総合制の原則を徹底するには、特権的性格がつきまとう第6級を保持した Secondary School for All ではなく、新たにこの年齢層の発達の課題にふさわしい目的と内容原理をもった教育段階を模索することが必要であった。この段階における教育の目的に関する議論がこれまで不在であったイギリスにおいて、単に教育機関を折衷するにとどまらず、新しい教育の原理を模索し、16—19歳の全ての者に共通の制度を構想し、そこにおいて適切な教育の目的のもとに、統合された教育内容を提供することが、第3段教育の実験という形において、ようやく現実的課題として認識されてきたのである。

現実の展開においては、発展的アプローチと限定的アプローチが様々に錯綜しており、また現在の保守党政府が徹底した限定的アプローチに立つことから、こうした政策的緊張と妥協のなかで事態は推移しており、第3段カレッジという名称のもとに様々な多様性が存在している。そういう意味で、今後の発展の前途にはまだ多くの課題が残されている。特に限定的アプローチに立つ計画は発展的アプローチの側からは過渡的形態とみなされるものであり、これがかつての総合制化の際の多課程学校と同様の歴史的展開をみせるかどうか、また、中等教育が、対自目的とともに進学と就職の準備という二重の対他目的に応えねばならないという現実を受け入れるかぎり、この段階の教育制度のありかたとして、第3段カレッジの実験とそこから発展してきた第3段教育の理論がそうした困難な諸問題をどのように克服していくか、が注目されよう。

(博士後期課程)

注

- 1) tertiary education は高等教育をさす用語法が一般的であるが、ここでは特殊イギリス的な用語法により、後述のように後期中等段階に相当するものとして用いる。
- 2) たとえば、広岡亮蔵著、『中等教育原理』（国土社、1965年）p. 70.
- 3) Ministry of Education, *Pamphlet No. 9: The New Secondary Education*, HMSO, 1947, p. 22.
- 4) さらに、1987年教育改革法案には1944年教育法のカウンティ・カレッジ関連規定の削除が盛り込まれた。*Education Reform: A Bill to Amend the Law Relating to Education*, HMSO, 1987, pp. 80-92.
- 5) Pedley, R., *Towards the Comprehensive University*, Macmillan, 1977, p. 16.
- 6) 第6級カレッジに関するまとまった先行研究として、池田良三著、『イギリスの教育～シックス・フォーム・カレッジの創立』（ぎょうせい、1980年）を参照。
- 7) 産業訓練の発展について、拙稿、「1970～80年代イギリスにおける職業準備教育再編の政策的動向」（京都大学教育学部後期中等教育研究会、『英米における職業準備教育（昭和59年度文部省科研費研究による一般研究(C)報告書）』1985年, pp. 50-63）参照。
- 8) Pedley, op. cit., p. 13.
- 9) 『文部時報』第1306号、1986年, p. 94.
- 10) P. W. King, *The English Sixth Form College*, Pergamon, 1968. は当時の教育長自身による。また、クロイドン計画につき、佐々木毅著、「イギリスにおける義務教育終了後の青年の教育をめぐる諸構想について」（『京都大学教育学部紀要』第21号、1975年, pp. 66-73）
- 11) Lambert, S. (ed.), *Managing Tertiary and Sixth Form Colleges*, Longman, 1988, p. 2.
- 12) Alexander, W., *Towards a New Education Act*, Councils and Education Press, 1969.
- 13) 1975年に Tertiary Colleges Panel として発足、1984年に Association が設立。
- 14) 代表的な論者として、Yeovil College 校長の F. Janes や共通カリキュラムの研究で知られる M. Holt 等があげられる。
- 15) Janes, F., "A History of Tertiary College.", Cotterell, A. B. and E. W. Heley, (eds.), *Tertiary: A Radical Approach to Post-Compulsory Education*, Stanley Thornes, 1980, pp. 1-17.
- 16) Judge, H., *A Generation of Schooling*, Oxford University Press, 1984, p. 114.
- 17) Janes, F. and others (eds.), *Going Tertiary*, Tertiary Colleges Association, 1985, p. 6.
- 18) ibid, p. 4.
- 19) Holt, M., *The Tertiary Sector: Education 16-19 in School and Colleges*, Hodder and Staughton, 1980, pp. 1-2.
- 20) こうした実践に関わる事例を紹介しているものとして、Janes and others, op. cit. が詳しい。
- 21) *International Dictionary of Education*, Kogan Page, 1977.
- 22) *A Guide to English Education Terms*, Batsford, 1984.
- 23) Janes and others, op. cit. p. 3.
- 24) Preedy, M., "Tertiary Colleges: Some Organization Issues", Boyd-Barrett, O. and others (eds), *Approaches to Post-School Management*, Harper and Row, 1983, p. 205.
- 25) 諸資源の集中と施設の大規模化が効率的な運用を可能にするというもの。
- 26) プレーディによれば、Mumford, De, *Comprehensive Reorganization and the Junior College*, Association of Colleges of Further and Higher Education, 1970 等がこの発想に立つものとして位置付けられる。Preedy, op. cit.
- 27) ibid.
- 28) 周知のように多課程学校 (multilateral School) は、三分類制の原理を内部に温存する側面と、他方で総合制への移行の過渡的形態としての側面とを併せ持っていた。
- 29) Preedy, op. cit.
- 30) 中央・地方各レベルでの全体的政策動向については拙稿、「イギリス中等教育政策における『16-19 歳段階』再編問題」（関西教育行政学会、『教育行政研究』第13号、1986年）参照。

京都大学教育学部紀要 XXXV

- 31) 労働党の政策については, *16-19: Learning for Life* (A Labour Party Discussion Document), 1982. 参照。
- 32) Department of Education and Science and Local Authorities Association (DES & CLEA), *Education for 16-19 Years Olds*, HMSO, 1980.
- 33) *ibid*, pp. 30-32.
- 34) Lambert, *op. cit.*, p. 11.
- 35) *Education*, 2 Jan. 1981.
- 36) *Education*, 29 May 1981.
- 37) *Education*, 22 Oct. 1982.
- 38) シェフィールドの事例については, 藤岡貞彦による歴史的背景を踏まえた優れた紹介がある。藤岡貞彦著, 「コンプリヘンシヴ・スルールからターシャリィ・カレッジへ〜英国一自治体の教育改革」(ブライアン・サイモン, 堀尾輝久『現代の教育改革 イギリスと日本』, エイデル研究所, 1987年, pp. 189-208)。
- 39) *Education*, 20. Nov. 1981.
- 40) Preedy 及び Lambert の著作に具体的な実例が多数紹介されている。
- 41) Preedy, *op. cit.* pp. 210-11.
- 42) *ibid*, p. 214.
- 43) *ibid*, p. 213.
- 44) *Education*, 20, Jun, 1986. より作成。
- 45) Preedy, *op. cit.*